

【運転・定検状況（区分）】

平成 17 年 5 月 13 日

4号機取水口スクリーン装置エリアでのけが人の発生について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

平成 17 年 5 月 12 日午後 3 時 50 分頃、4号機屋外取水口スクリーン装置*エリア(非管理区域)における同装置の点検作業中、協力企業作業員がレール上に置かれたスクリーン枠を横にずらす作業をしていたところ、隣に仮置きされていたスクリーン枠との間に右手の甲をはさみ、血がにじむ程度の傷を負いました。患部に若干の腫れがあったことから、念のため業務車両にて病院へ搬送しました。

診察の結果、打撲および擦り傷と診断されております。

なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。

以 上

* :スクリーン装置

復水器の冷却水として使用する海水を取水する際に、海水中のごみを取り除く装置。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

(不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>)